

昭和四十九年十二月二十七日提出  
質問 第一号

三光汽船株式会社に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年十二月二十七日

提出者 樽崎弥之助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

三光汽船株式会社に関する質問主意書

先の国会に提出した質問に対する政府の答弁書について、なお不明の部分があるので質問する。

一 大和銀行について左の点を更に明らかにされたい。

(1) 新光海運、東光商船、瑞星海運及び瑞東海運に対する融資状況（年度別）

(2) 三光汽船株の取得資金額（年度別）

(3) 三光汽船に対する四十七年度及び四十八年度の新規融資額

二 四十九年十月期及び十一月期の三光汽船株買い主のうち、主要な法人、個人を明らかにされたい。

また同期間における三光汽船株売買出来高のうち、信用取引、クロス取引の当事者などその

実態をも明らかにされたい。

右の二項については、特に大和銀行、新光海運、瑞東海運及び河本敏夫氏の分を中心にして明らかにされたい。

三 新光海運の四十七年三月末、四十八年三月末、四十九年十月期における三光汽船株の持株数及びその各期における無償増資分を明らかにされたい。

四 新光海運の三光汽船株持株増加分の取得原資はどのように調達されたのか具体的に明らかにされたい。

五 河本通産大臣の申告所得について、更に左の点を明らかにされたい。

(1) 四十六年度申告所得について

(イ) 金融機関からの株買い借入金は総額、七億六三六〇万円（年利九・六％）であり、その

内訳は四十三年度二億二三六万円、四十四年度二億一五八四万円、四十五年度三億四五

四〇万円、合計七億六三六〇万円となる。

右に相違ないか。もし間違いがあれば、どの点がどのように間違っているか明らかにされたい。

(ロ) 右の借入金はどこから借入れたのか。またその保証人、提供担保物件、借入金の返済条件などを明らかにされたい。

(2) 四十七年度申告所得について

(イ) 四十七年度申告所得額

(ロ) 四十七年度の配当所得額及び申告配当額

(ハ) 株取得借入金を返済したために申告配当所得額が増えたとすれば、その株取得借入金の返済額及び返済年月日

(ニ) 株取得借入金の返済のためのその原資はどのような方法で調達されたのか。その原資の

出所を明らかにされたい。

六 三光汽船の船舶の海外売却先の法人を明らかにされたい。

またそれらの法人のうち、我が国の国内にその支社、営業所、事業所、出張所など事務所を  
持っている法人があれば、その法人名、責任者、従業員氏名及びその事務所の所在地を明らか  
にされたい。

右質問する。